

広島県告示第二百七十七号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県民文化センターの管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定を受けた者		指定年月日	管理の期間
名称及び 代表者氏名	主たる事務所の 所在地		
財団法人県民センター 理事長 藤井雅文	広島市中区大手町 一丁目五番三号	平成二十四年三月一六日	平成二十四年四月一日～ 平成二五年三月三二日